

兵庫県公報

平成30年1月5日 金曜日 第2965号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	7
○ 同 上（北播磨県民局）	7
公 告	
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 落札者等の公示（淡路県民局）	10
選挙管理委員会告示	
○ 兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	10
○ 同 上	10

告 示

兵庫県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、平成29年12月8日に適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市深谷土地改良区	非補助土地改良事業	深谷地区	平成30年1月5日から 同 月25日まで	神戸市北区役所

兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成29年12月14日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事

に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	万勝寺脇本地区	平成30年1月5日から 同 月25日まで	小野市役所



兵庫県告示第3号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成27年8月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆慶野の一部（松帆慶野1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松野慶野の一部
- (5) 認証年月日
平成29年12月18日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙14）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- (5) 認証年月日
平成29年12月18日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区寺河内の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
香美町村岡区寺河内の一部
- (5) 認証年月日
平成29年12月18日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間

平成26年5月から平成28年3月まで

- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙10）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部

- (5) 認証年月日
平成29年12月18日

- 5 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市

- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで

- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙11）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部

- (5) 認証年月日
平成29年12月18日

- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市

- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで

- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙12）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部

- (5) 認証年月日
平成29年12月18日



兵庫県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の22、519の24、519の78
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第5号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
高砂工業所長 落合 計 夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	46号口 ろ過施設 (No. 1)	46号口 ろ過施設 (No. 2、No. 3)			
能 力	2 m ²	260 L			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後8箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 15時間	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 ^{リソ} の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	—	—	—	—
	生物化学的酸素要求量 (単 位 mg / L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単 位 mg / L)	170,000以下	170,000	170,000以下	170,000
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg / L)	100以下	100	100以下	100
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg / L)	820以下	820	820以下	820
	リン 含 有 量 (単 位 mg / L)	—	—	—	—
	シ ア ン 化 合 物 (単 位 mg / L)	1,000以下	1,000	1,000以下	1,000
	ほう素及びその化合物 (単 位 mg / L)	1,000以下	1,000	1,000以下	1,000
	ふつ素及びその化合物 (単 位 mg / L)	1,000以下	1,000	1,000以下	1,000
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単 位 mg / L)	1,000以下	1,000	1,000以下	1,000
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単 位 mg / L)	30,000以下	30,000	30,000以下	30,000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単 位 m ³ / 日)	1 以下	1	1 以下	1	

備考 既設特定施設を廃止するとともに、使用方法を変更するため、排水の量及び汚濁負荷量が減少する。

46号口 ろ過施設 (No. 4)		46号口 ろ過施設 (No. 5)		46号口 ろ過施設 (No. 6)	
130 L		65 L		20 L/時	
同 左		同 左		同 左	
着手後2箇月		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
0時～24時 3時間		0時～24時 12時間		0時～24時 9時間	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
5～6	4～7	5～6	4～7	5～6	4～7
—	—	—	—	—	—
4,800	6,000	13	100	800	2,000
2	30	2	30	930	2,000
110	200	0.1	10	8	30
1未満	1	1未満	1	1未満	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
1未満	5	1未満	5	1未満	5
0.03	0.1	0.03	0.1	0.16	0.3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年1月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年10月6日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
西宮市河原町地内



兵庫県告示第7号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年1月5日

阪神北県民局長 村上元伸

- 1 重要調整池の所在地
三田市香下字ユルシケ谷2029番外12筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
阪神興業株式会社	神戸市長田区若松町6丁目1番1号	水山清嗣



兵庫県告示第8号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年1月5日

北播磨県民局長 貝塚史利

- 1 重要調整池の所在地
多可郡多可町中区高岸字五反田9-1外9筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社田井鉄工野間	多可郡多可町八千代区下野間684-3	田井三治

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

坊崎(1) I (102020061) の項中別図74を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年1月15日(月) から同月29日(月) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所並びに姫路市役所、姫路市家島事務所及び姫路市坊勢サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所港湾整備第2課
〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

(3) 提出期限

平成30年1月29日(月) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日(月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
カヅラ I (102020075)	姫路市家島町坊勢(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
西ノ浦 B II (102020080)	姫路市家島町坊勢(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西島(2) III (102020082)	姫路市家島町真浦(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
西島(3) III (102020083)	姫路市家島町真浦(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月15日(月) から同月29日(月) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所並びに姫路市役所、姫路市家島事務所及び姫路市坊勢サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所港湾整備第2課
〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

(3) 提出期限

平成30年1月29日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月26日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市復井町字川端901番6
同 市復井町字大木948番1、949番1、950番、951番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市復井町955番地
三和技研株式会社 代表取締役 竹 内 敏 紀

3 許可年月日及び許可番号

平成29年5月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－5号（29小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第1工区）

加東市北野字岸ノ上371番の一部、372番1の一部、373番1、376番1の一部、379番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市淀川区西中島五丁目12番8号
株式会社ライフインノベーション 代表取締役 阿 江 九美子

3 許可年月日及び許可番号

平成29年11月20日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－25－3号（28加東）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中広字東沖1366番1、1367番1、1368番1、1369番1、1370番1、1370番3、1370番4、1435番2、1436番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市中広1370番地1
株式会社横山サポートテック 代表取締役 横 山 淳 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年6月5日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－35号（28赤穂）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年1月5日

契約担当者
淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県西播磨総合庁舎ほか12庁舎で使用する電気 予定数量 1,982,186キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地
兵庫県淡路県民局 洲本市塩屋2－4－5
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月12日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社パネイル 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
- 5 落札金額
26,456,149円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年10月20日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

兵庫県選挙管理委員会委員五島壯は、平成29年12月24日死亡したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定に基づき、平成29年12月28日に補充員であった次の者を兵庫県選挙管理委員会委員に補欠した。

平成30年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

住 所	氏 名
神戸市北区八多町上小名田157番地	梶 谷 忠 修



兵庫県選挙管理委員会告示第2号

兵庫県選挙管理委員会委員大野由紀雄及び同委員永富正彦は、平成29年12月31日退職したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定に基づき、平成30年1月1日に補充員であった次の者を兵庫県選挙管理委員会委員に補欠した。

平成30年1月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石 幸雄

住 所
明石市大久保町西島964番地の4
川西市向陽台3丁目1番地の22

氏 名
橋 泰三
岡 康 榮